

第4章 手続き

第4章 手続き

4.1 一般事項

- 1 給水装置工事の申請に係る受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。
- 2 申請に係る事前調査において、利害関係人等のある場合は必ず申請前に承諾を受けること。
- 3 申請書の記載事項(押印を含む)及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。
- 4 記載事項、押印及び添付書類等に不備がある場合は、申請を受理しないものとする。(ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない)
- 5 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。
- 6 申請書の受付から承認までの設計審査期間は7日間とする。(行政手続条例第6条)

4.2 給水装置工事に係る事前協議

- 1 事前協議が必要となる事業
 - 1) 給水装置の規模が一定以上となる事業
 - ア) 計画一日最大給水量が10 m³以上となる事業
 - イ) 共同住宅等の給水管口径の算定において、「成田市給水装置工事施行基準 表2.4.6 直結式アパートの分岐個数」によらず、口径を決定する事業(水理計算により口径を決定する事業)
 - ウ) 配水管の整備を伴う事業
 - 2) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業
 - ア) 給水方式を3階直結直圧式給水とする事業
 - イ) 給水方式を直結増圧式給水とする事業
 - 3) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条第2号及び第3号に該当する事業
 - ・建築基準法に基づく建築物で高さ10メートルを超え、かつ、延べ面積が500平方メートル以上のもの
 - ・集合住宅等の建築物で計画戸数(室数)が10戸以上のもの
 - 4) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業
 - ・延べ面積275平方メートル以上1,000平方メートル未満の小規模社会福祉施設
- 2 事前協議の必要書類等
 - 第8章 工事関係条例及び要綱等
 - 8.13 成田市水道利用計画協議に関する手引き 参照

4.3 給水装置工事の承認申請

1 給水装置工事の種類

① 工事中給水装置新設工事

建設工事を前提とした給水を行う場合。建物の計画決定時に、改造申請を行う必要がある。

② 一般工事

通常の給水装置工事の場合。他の種類の工事を除くすべての工事が対象となる。

③ 受水槽以下設備を含む工事

受水槽以下設備に量水器を設置する工事を行う場合。

④ 一部先行工事

開発行為による宅地造成及び成田市が発注する配水管布設工事に併せて給水装置の一部を布設する工事を行う場合。但し、宅地造成後、土地の区画変更等に伴い給水管の新設及び撤去を行う工事で、住宅の建設が前提の場合は、一般工事の新設として取扱う。

⑤ 臨時使用に供する給水工事

工事その他の理由により臨時に給水を行う場合。

⑥ 撤去工事

給水装置の一部もしくは全てを撤去する工事。

2 給水装置（成田市の量水器を設置する受水槽以下設備も含む。）を新設し、改造・修繕・撤去しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

3 給水申請に伴う必要書類

工事の種類に応じて表 4.3.1 に示す書類の提出が必要と成ります。

- (1) 工事中給水（建物の建設等が前提）の申請..... 工事種別番号①を参照

- (2) 一般工事
 - 新設の申請
 - 直結直圧式で2階建て以下..... 工事種別番号②を参照
 - 直結直圧式で3階建て..... 工事種別番号③を参照
 - 直結増圧式で3階建て..... 工事種別番号④を参照

 - 改造・修繕の申請
 - 直結直圧式で2階建て以下..... 工事種別番号⑤を参照
 - 直結直圧式で3階建て..... 工事種別番号⑥を参照
 - 直結増圧式で3階建て..... 工事種別番号⑦を参照

- (3) 受水槽以下設備を含む工事
 - 新設の申請..... 工事種別番号⑧を参照
 - 改造・修繕の申請..... 工事種別番号⑨を参照

- (4) 一部先行工事の申請..... 工事種別番号⑩を参照

- (5) 臨時工事の申請..... 工事種別番号⑪を参照

- (6) 撤去工事の申請..... 工事種別番号⑫参照

表 4.3.1 給水申請に伴う必要書類一覧表

様式	書類	工事種別番号												備考
		工事	一般						受水槽		一部 先行	臨時	撤去	
			新設			改造			新設	改造				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
成田市水道事業給水条例施行規程														
第1号様式	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号様式	給水装置工事設計・精算書及び添付図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CADによる設計図面または同等以上のもの
第5号様式	給水契約申込書	○	△	△	△	-	-	-	△	-	-	-	-	新たに給水契約をする場合 共同住宅等で契約者が未定の場合 は省略できる
第11号様式	給水装置所有者代理人選定届	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	給水装置の所有者が市内に居住しないとき
第12号様式	管理人選定届	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	共同住宅等で給水装置を共有又は共用する場合
第13号様式	給水契約解除届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
第14号様式	用途変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	使用する用途に変更が伴う場合
第16号様式	水道使用者氏名（住所）変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	使用者の変更が伴う場合
第17号様式	給水装置所有者変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	所有者の変更が伴う場合
第19号様式	管理人変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	管理人の変更が伴う場合
一 般														
	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請箇所を明記（A4版別添）
	配管網図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水道部から受領後、申請箇所を明記
	建築確認済証（写し）	-	○	○	○	△	△	△	○	△	-	-	-	建築物の新築等を行う場合 既設建築物に給水する場合は不要
	栓番表	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	共同住宅等で量水器を複数設置する場合に提出（部屋番号記入、量水器を寄付する場合は、量水器番号を併せて記入）
	道路占用許可申請書等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	公道部の掘削を伴う場合
	水理計算書	-	△	○	○	△	○	○	○	○	-	-	-	計画使用水量により給水装置の設計を行う場合 事前協議等で提出済の場合を除く
	構造図（受水槽・ポンプ・定水位弁等）	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	
	参考図（受水槽以下配管図）	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
既設置の給水装置認定取扱要綱														
様式	既設置調査報告書	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	既存の井水装置及び受水槽以下装置を給水装置として再使用する場合
給水装置工事関係														
様式-1	給水申請確認表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
様式-2	工事用給水申込書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
様式-3	臨時給水申込書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合
様式-4	給水装置工事変更届	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	工事の承認後、設計内容を変更する場合
様式-6	量水器寄付申込書	-	-	-	-	-	-	-	○	△	-	-	-	受水槽以下装置に設置する量水器する場合
様式-7	量水器破損届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	△	申請時に破損していることが判明した場合
様式-8	量水器紛失届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	△	申請時に紛失していることが判明した場合
開発行為関係														
	水道利用計画協議回答書（写し）	-	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	-	成田市開発行為等指導要綱第3条第2号及び第3号に該当する事業
様式-12	給水装置工事一部先行工事承認申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
様式-13	給水装置工事一部先行工事設計・精算書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準														
	特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	
直結給水の範囲拡大に関する実施要領														
様式第4号	直結式給水設計協議回答書（写し）	△	△	○	○	△	○	○	-	-	-	△	-	
様式第5号	3階直結直圧式給水方式に係る承諾書	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
様式第6号	直結給水用増圧装置設置条件承諾書	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	

○・・・必ず添付 △・・・必要な場合添付

4.4 給水装置工事の変更承認申請

- 1 給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置工事変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）、当該変更に係る設計書を管理者に提出しなければならない。
- 2 変更承認申請が必要となる事項とは、下記の事項に係わる変更の場合とする。なお、判断しがたいものについては、必ず管理者と協議するものとする。
 - 1) 取り出し位置を著しく変更する場合
 - 2) 給水主管又は量水器の口径を変更する場合
 - 3) 量水器の設置位置を著しく変更する場合
 - 4) その他、管理者が設計変更を行う必要があると認める場合

4.5 給水装置工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（施行規程第3条に規定する第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

4.6 分岐工事の届出

分岐工事を行う場合には、「工事着手届」に道路掘削占用許可書及び道路使用許可書の写しを添付して、施工日の3日前までに提出しなければならない。また、施行日時に変更が生じた場合は直ちに水道部に連絡すること。

4.7 工事検査の申込み

- 1 工事検査の申請
給水装置工事の完成後は、直ちに管理者の工事検査を受けるべく、所定の手続きをしなければならない。
- 2 提出書類
 - 1) 工事検査申請書（施行規程第7条に規定する第4号様式）
 - 2) 自主検査報告書（給水装置工事検査要綱 様式第3号）
 - 3) 工事検査報告書（給水装置工事検査要綱 様式第1号）
 - 4) 工事検査調書（給水装置工事検査要綱 様式第2号）
 - 5) 納入通知書の写し（納付済みであること）
 - 6) 工事記録写真

注記：3)、4)は必要部分のみを記入

4.8 事務処理の流れ

次ページフロー図を参照。

